

◆◆ 笠間市障害者虐待防止センター ◆◆

障害者虐待防止法により、市では「笠間市障害者虐待防止センター」を設置しています。虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合や障がい者が家族や施設の職員、会社の事業主などに虐待されていることに気づいた方は、速やかに障害者虐待防止センターに連絡してください。

● 業務内容

- (1) 障害者の虐待通報等の受理 (2) 養護者や障害者等に関する相談・助言・指導
(3) 障害者虐待防止に関する広報・啓発

● 相談・通報の窓口

- 笠間市役所 社会福祉課 障害グループ
TEL：0296-77-1101 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）
FAX：0296-77-1162（土日祝日・夜間）
- 笠間市基幹相談支援センター（笠間市大淵524-1）
TEL：0296-73-5177 午前8時30分～午後5時30分（土日祝日を除く）
FAX：0296-73-5177（土日祝日・夜間）

※相談や通報をした人の情報は守られます。

※暴行があるなど緊急に保護が必要な場合は、警察署（110番）または消防署（119番）へ連絡をしてください。

● 虐待の種類

身体的、性的、心理的、放棄・放任、経済的

● 障害者虐待対応協力者

事業所名	住 所	電話番号	事業所名	住 所	電話番号
愛の里	大橋12	0296-72-8131	森田屋	石井444	0296-72-0704
佐白の館	大淵524-1	0296-72-9346	地域活動センター「光(koo)」	笠間1686-1	0296-71-6036
ひばりサポートセンター	東平2-14-35 YKビル1階102号	0296-73-5581	木犀会くらしサポートセンター	鯉淵6678-11 RestWest 106号	0296-73-6180
計画相談センターすぐり	笠間2764-3	0296-73-4154	あいふあーむ茨城	旭町153-4	0296-77-8505
ニコニコハウス	石井2075-2	0296-72-0446			

障害者虐待防止法とは

虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぎ、障がい者の安定した生活や社会参加を助けていくことを目的とし、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と規定しています。

障害者虐待とは

養護者による虐待…障がい者の身の世話を介護、金銭の管理などを行っている家族・親族・同居者による虐待
障害者福祉施設従事者等による虐待…障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所の職員による虐待
使用者による虐待…障がい者を雇用している事業主などによる虐待

【問合せ】社会福祉課（内線154）

楽腰館 東平 鍼・灸 接骨院

急患受付 通院送迎実施中 無料

交通事故、労災 各種保険取扱い

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00～12:30	○	○	○	/	○	○	○
午後2:30～ 8:30	○	○	○	/	○	○	○

休診日/木曜日

土・日 診療中

〒309-1705 茨城県笠間市東平2-12-8

TEL 0296-77-9939

FAX 0296-77-9809